

平成22年第1回定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《所管事項説明》

1	三次救急医療体制の整備について	1
2	救急搬送受入実施基準の策定について	3
3	第二期三重県次世代育成支援行動計画（最終案）について	6
4	「三重県こども条例（仮称）」制定に向けた取組について	10
5	ユニバーサルデザインのまちづくり次期推進計画の策定について	
		14
6	包括外部監査結果への対応について	18
7	各種審議会の審議状況報告	25
8	県立病院改革について	別冊

<別冊>

第二期三重県次世代育成支援行動計画（最終案）

平成22年3月10日
健 康 福 祉 部

【所管事項説明】

1 三次救急医療体制の整備について

生命に関わる緊急救度の特に高い救急患者を対象とする三次救急医療体制を充実・強化するため、新たに三重大学医学部附属病院を、救命救急センターに指定するとともに、県内全域を対象としたドクターへリの平成23年度中の導入に向けて、基地病院の選定等の取組を進めます。

1 三重大学医学部附属病院の救命救急センター指定について

(1) 経緯

中勢伊賀保健医療圏では、三重大学医学部附属病院が三次救急医療を担っていますが、救命救急センターは未設置となっています。

このため、県保健医療計画（第四次改訂）に、同病院への救命救急センターの設置を記載し、三重大学に対して早期設置を働きかけてきたところです。

(2) 今後の取組

平成21年2月、三重大学に救命救急センター設置検討ワーキンググループが設置され、県もこれに参画して、医師・看護師等の人員体制や専用病床の確保などについて検討を進めた結果、平成22年度から救命救急センターを稼働することについて、三重大学内での合意がはかられました。

このため、同病院を救命救急センターに指定することについて、平成21年12月に県医療審議会救急医療部会にはかり、了承を得るとともに、平成22年2月には、厚生労働省への協議を行ったところです。

今後は、同病院における施設改修等が完了して、運用体制整備が整い次第、早期に指定を行いたいと考えています。

2 ドクターへリの導入について

(1) 経緯

本県では、平成15年1月から、東紀州地域において、和歌山県、奈良県との三県共同運航のドクターへリを活用していますが、県内の三次救急医療体制をさらに充実・強化していくため、平成21年1月の県医療審議会救急医療部会の答申を踏まえ、本県独自のドクターへリの導入に向けた検討を進めてきました。

現在、ドクターへリの基地病院選定のため、候補となる各病院の施設・人員体制等に関する調査を行っているところです。

【所管事項説明】

(2) 今後の取組

今後は、基地病院の選定にかかる調査結果を踏まえ、県医療審議会のドクターヘリ導入検討分科会において、基地病院の候補となる病院からヒアリングを行った上で、平成22年度の夏ごろまでに基地病院を決定し、平成23年度中の導入をめざします。

【所管事項説明】

2 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について

1 消防法改正の目的

傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されました。

今回の消防法改正の目的は、単に119番通報から病院収容までの時間を短くすることだけではなく、いかに傷病者の症状等に対応した医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するかという点にあります。

2 消防法改正の概要

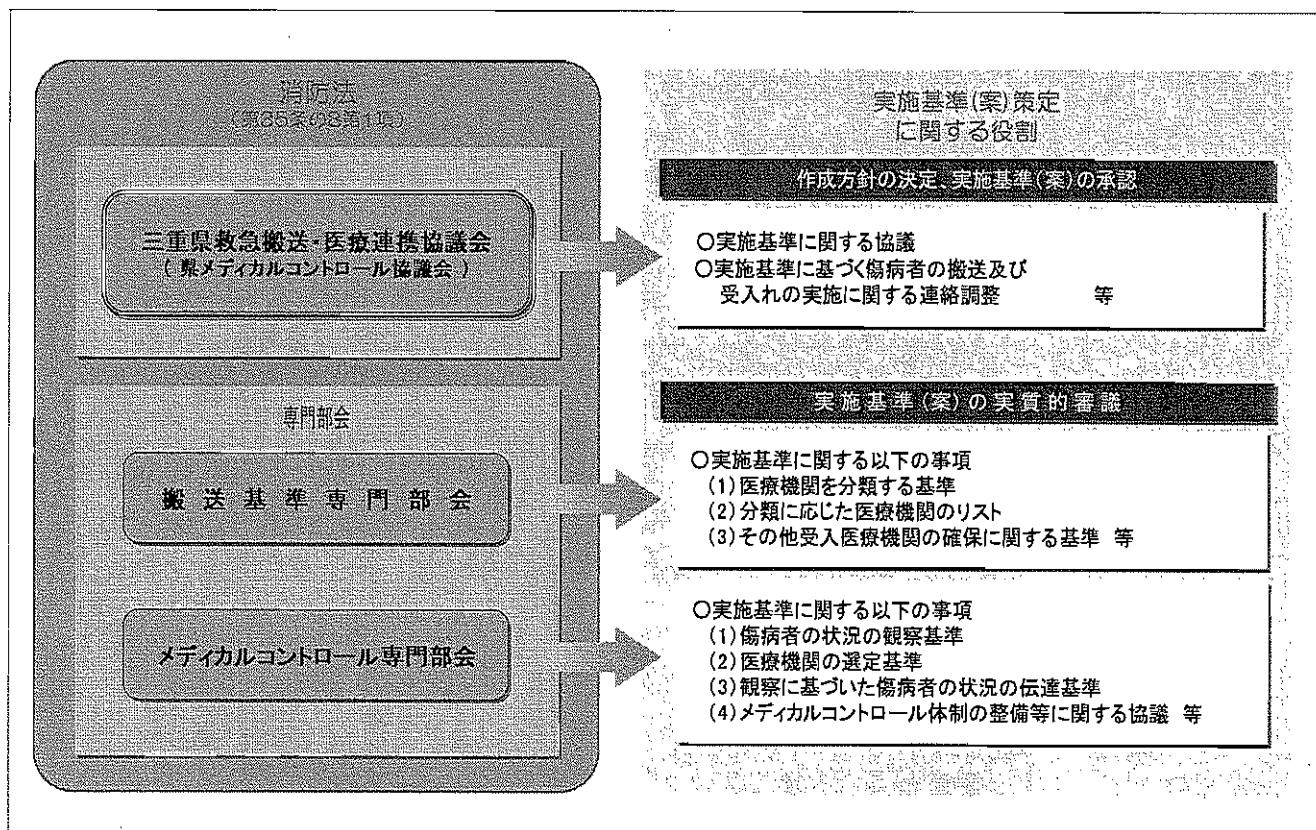
（1）協議会の設置

都道府県は、既存の医療資源を活用しつつ、地域において、より適切な救急搬送及び受入れを実施するため、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置し、搬送先の医療機関リスト、救急隊による観察基準などの実施基準の策定を行うこととなり、平成22年1月19日に第1回の協議会を開催しました。

また、実施基準に関する実質的な審議を行うために、協議会に二つの専門部会「搬送基準専門部会」「メディカルコントロール専門部会」を設置します。

協議会及び専門部会の構成委員は、別紙のとおりです。

実施基準検討組織イメージ



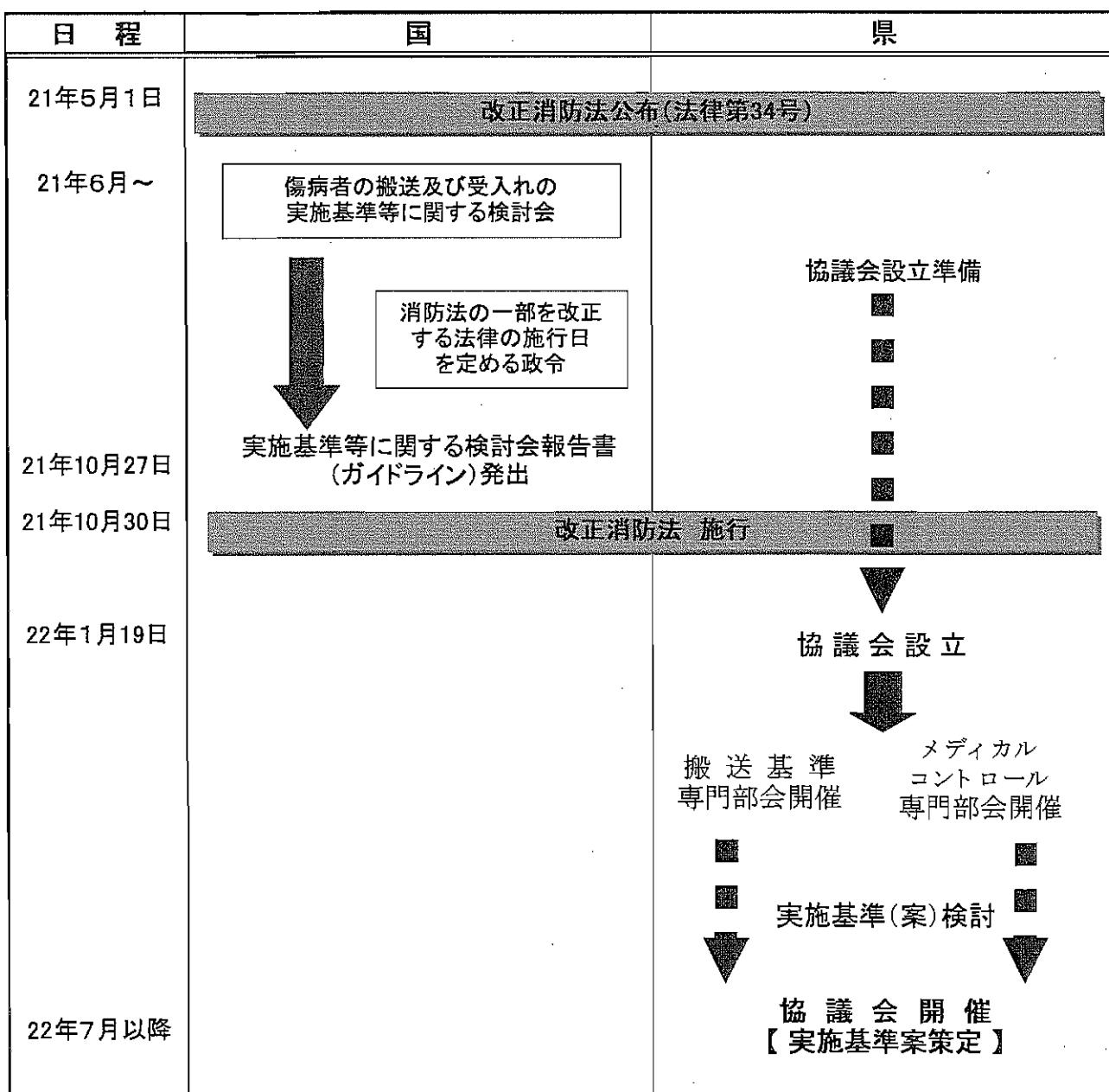
【所管事項説明】

* メディカルコントロールとは、病院前救護における医療の質を確保するという観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを指します。

そのためには、医学的観点から3点(①医師の指示、指導・助言体制、②救急活動の事後検証の実施、③救急救命士の再教育体制の整備)を重点的に、かつ相互に連携を図りながら体制整備に努めることが必要とされています。

3 実施基準策定に関するスケジュール

「搬送基準専門部会」、「メディカルコントロール専門部会」を3月～4月を目途に開催し、以後、地域と連携を図りながら、地域の実情に応じた救急搬送及び受入れの実施基準策定に向けて具体的検討を進めています。



【所管事項説明】

別 紙

三重県救急搬送・医療連携協議会委員名簿（25名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の消防長	8名
医療機関の管理者又はその指定する医師	県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、吉田クリニック、伊賀市立上野総合市民病院、松阪中央総合病院、山田赤十字病院、紀南病院の病院長	8名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長、三重県医療審議会周産期医療部会長、三重県精神科病院会長、三重県看護協会会長	4名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部長	1名
	三重県健康福祉部長	1名
	三重県保健所長会（伊勢保健福祉事務所長）	1名
学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)	三重県市長会（津市健康福祉部長）	1名
	三重県町村会（東員町生活福祉部長）	1名

搬送基準専門部会委員名簿（18名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部参事兼総務課長、津市消防本部消防次長、松阪地区広域消防組合消防本部総合指令室長、	3名
医療機関の管理者又はその指定する医師	青木記念総合病院長、県立総合医療センター院長、鈴鹿中央総合病院長、三重大学医学部附属病院長、三重大学医学部附属病院救急部長、吉田クリニック院長、伊賀市立上野総合市民病院長、松阪中央総合病院長、山田赤十字病院長、山田赤十字病院救急部長、紀南病院長	11名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長（保健・医療分野）	1名
	三重県保健所長会（伊勢保健福祉事務所長）	1名

メディカルコントロール専門部会委員名簿（19名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の救急担当課長又は救急救命士	9名
医療機関の管理者又はその指定する医師	市立四日市病院救命救急センター長、県立総合医療センター診療部長兼救命救急センター長、三重大学医学部附属病院救急部長、山田赤十字病院救急部長、尾鷲総合病院副院長	5名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会理事	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県消防学校副参事兼副校長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長（保健・医療分野）	1名
	三重県保健所長会（伊勢保健福祉事務所長）	1名

【所管事項説明】

3 第二期三重県次世代育成支援行動計画（最終案）について

第二期三重県次世代育成支援行動計画（以下、「第二期行動計画」という。）の策定については、策定検討会での検討等を重ねながら、策定を進めてきました。

平成21年12月中旬から平成22年1月中旬にかけて中間案へのパブリックコメントを実施したところであり、その際いただいたご意見も踏まえ、別添のとおり最終案をとりまとめました。

1 第二期行動計画（最終案）の構成

第1章 第二期行動計画について

- 1 策定までの経緯と背景
- 2 第二期行動計画の基本的な視点と施策推進の考え方

第2章 第二期行動計画における取組

- 1 重点的取組
- 2 施策体系

第3章 ひとり親家庭等自立支援の取組

～第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画～

第4章 第二期行動計画に関する目標

なお、第二期行動計画（最終案）の内容については別冊のとおりです。

2 今後の取組について

①計画の周知

- ・PR用の概要版の作成・配布等により、県民、関係団体、市町等への周知を行います。

②計画の推進

- ・こども・青少年施策総合推進本部など各部局との横断的・総合的な連携により施策を推進します。

③進捗状況の公表

- ・毎年、進捗状況の確認を行い、県議会へ報告をするとともに、ホームページ等により公表を行います。

今後、国の動向や環境の変化、計画の進捗状況等も踏まえながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

第二期三重県次世代育成支援行動計画（中間案）にかかるパブリックコメントに寄せられたご意見

番号	関連項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	保育施策全般	女性の社会進出で子どもを保育所に任せることが社会常識になりつつあるようだが、子どもは親が育てるのが当たり前であり、子どももそれを望んでいるのではないか。過度の保育政策には反対である。	子育ての第一義的責任は、もちろん親（保護者）にあります。しかし、子育てを親（保護者）だけの責任とするのではなく、子どもたちの育ちや子育て家庭への支援を社会全体で行い、働きながら子育てをしたいと願う人が、その両立の難しさから、仕事を辞めたり出産を断念することのないよう、取組を進めることが必要と考えています。 そのため、県としては希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会づくりのため、保育政策を進めていく所存です。ご理解をお願いします。
2	【重点的取組】 地域の保育ニーズへの対応	13ページの「ときれのない子育て支援サービスの提供」という表現は削除すべきである。子育ては親の役目であり、行政がきめ細かく口を出すと、親が子育てをしなくてもよいような風潮を広めてしまうのではないか。	ご意見にあるように、不登校児童生徒の生き方を問題視するのではなく、子どもたちが自分らしく生きていけるよう支援していくことが必要であると考えており、不登校を問題視しているものではありません。 文章については、記述を改めました。
3	【重点的取組】 子どもや家庭を ささえる地域社会の形成に向けて	10ページの文章で、不登校がいじめや反社会的行動と並列に並べられていることに違和感と懸念を感じる。不登校を予防しなければならない問題行動と考えるのは誤りだと思う。不登校を問題視することが問題であることを知ってほしい。	出生時体重が2,500g未満のお子さんは病院やご家族からの連絡により、保健所や市町の保健師等が家庭を訪問し支援しています。どのご家族にもこころのフォローは重要と考え、その方法について支援者の教育研修に努めています。また、お子さんが退院するまでに支援するには、生後早い時期に出生されたことの情報を得る必要があり、医療と保健等との連携を進める中で、必要な情報提供ができるように努めます。
4	【重点的取組】 安全で安心して 妊娠・出産できる 体制づくり	小さい子どもを出産した人に対するこころのフォローができるような出産時の体制をお願いしたい。 また、子どもが退院するまでに、今後どのような支援が今後受けられるのか等の情報が親に入るようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、文章の「県民に対する情報提供を充実します」の部分を「県民の様々なニーズに応じた情報提供を充実します」と記述し取組を行います。
5	【施策体系】 医療の充実	46ページの4つ目の取組にある医療の情報提供については、県民一人ひとりによって状況が異なるので、「県民一人ひとりのニーズに応じた情報を様々な方法により全ての県民に提供する」とはどうか。	学校が毅然とした姿勢で対応することは、生徒指導を進める上で大切なことだと考えています。しかしながら、深刻な問題行動への対応については、学校のみで対処するのではなく、同時に家庭などの子どもを取り巻く環境への働きかけを行い、改善が必要なケースが多く、専門家や関係機関との連携により、生徒指導上の課題解決を図ることも必要であると考えます。
6	【施策体系】 健やかな心身を 育む教育の充実	児童生徒の規律の乱れの原因は、親の軽い態度と学校の毅然とした姿勢のなさである。47ページの3つ目の取組の文章にある「専門家や関係機関・・・」を「学校が毅然とした姿勢で対処する」とはどうか。	

番号	関連項目	意見の概要	意見に対する考え方
7	【施策体系】 健やかな心身を育む教育の推進	47ページの4つ目の取組の文章で、「不登校の未然防止、早期発見」という言葉に違和感を感じる。不登校を問題視せずに子どもをじっくりと支援していくという姿勢が大切だと考える。また、文中では、NPOや民間団体との連携には一切触れられていないが、不登校支援に関して、NPOなどの関係団体との協働を明記してほしい。	<p>ご意見にあるように、不登校児童生徒の生き方を問題視するのではなく、子どもたちが自分らしく生きていけるよう支援していくことが必要であると考えます。同時に、教育委員会としては魅力ある学校づくりを行い「行きたい」と思うような安全で安心できる学校をつくる事が必要であると考えます。そのような取組を推進するために「不登校の未然防止」と表現しており、不登校を問題視しているものではありません。</p> <p>児童生徒の支援は学校だけでは困難であり、様々な関係機関と協働していく必要があります。5つ目の取組の文章の「教育支援センター（適応指導教室）等の取組を支援します」の部分を「教育支援センター（適応指導教室）等の取組を支援するとともに、NPO等関係団体との協働をすすめます。」と記述を追加しました。</p>
8	【施策体系】 犯罪等から守る施策の推進	防止対策は民間人との相互の連携が必要ではないか。60ページの4つ目の取組の文章にある「犯罪情報等の発信」は、「犯罪情報等の相互の共有」としてはどうか。	<p>ご意見のとおり、子どもを犯罪等の被害から守るために地域住民と警察と市町等が連携して防犯対策等に取り組むことが不可欠であり、そのためには、犯罪や声かけ・つきまとい事案の発生情報等を共有する必要があります。</p> <p>このような中で、「犯罪情報等の発信」や「協働パトロールの実施」の記載については、自主防犯団体の活動に対する警察本部の支援策を例示したものであるため、文脈的には適切であると考えます。</p> <p>もとより、「犯罪情報の発信」によって「犯罪情報等の相互の共有」が図られるものと理解しています。</p>
9	【施策体系】 犯罪等から守る施策の推進	60ページの7つ目の取組の文章には、防止対策での保護者と教職員の役割がない。そこで「地域ぐるみの」を「保護者と教職員を含めた地域ぐるみの」としてはどうか。	<p>安全・安心な学校づくりを推進していくためには、学校と家庭、地域社会、関係機関・団体等が連携した「地域ぐるみ」の取組が必要です。学校自らが、関係機関・団体等との連携のもと、学校安全の取組を推進するための努力をすることはもちろんのこと、地域社会の皆様からも学校に積極的にアプローチしていただき、「地域ぐるみ」で子どもの安全を守る取組を進めていきたいと考えています。</p>
10	【施策体系】 児童虐待防止対策の推進	虐待はまさしく暴力であり犯罪である。被害者である子どもの保護ばかりでなく、警察への早期通報、被疑者の早期検挙が子どもを守ることになるのではないか。65ページの5つ目の取組の文章にある「連携をはかり」を「警察への通報をためらわず積極的な連携をはかり」にしてはどうか。	<p>ご意見のとおり、児童虐待への対応については、児童相談所等と警察との連携が不可欠であり、65ページに記述の連携をはかる「関係機関」の中には警察も含まれています。また重篤な事例などについては、たまうことなく警察に通報するだけではなく、特に児童相談所においては、通報後の意見交換や情報共有を警察とはかっており、これらのことと含めて「連携をはかる」と記述しておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>なお、ご意見をいただいた通報の重要性を踏まえ、同じ65ページの3つ目の取組の中に児童虐待防止法の規定に基づく通告義務に関する記述を追加しました。</p>

番号	関連項目	意見の概要	意見に対する考え方
11	【施策体系】 障がい児支援の充実	高等学校に特別支援学級を作つてほしい。また、特別支援学級ができるまでの間は、それに代わる支援を行つてほしい。	高等学校に特別支援学級を設置することは制度上できません。しかし、高等学校に在籍している発達障がいなど特別な配慮を必要とする生徒に対しては、「発達障がい支援員」を派遣して支援を行っています。
12	【施策体系】 障がい児支援の充実	言葉のできない子どもが言葉の訓練をいつでもできるように、言葉のコミュニケーションを学習できる場を作つてほしい。	<p>言語・コミュニケーションの発達に問題のある子どもの療育については、幼児期では市町が実施している療育指導、就学後はことばの通級指導教室・難聴学級、特別支援学級などで対応をしていただいていますが、児童相談センターや草の実リハビリテーションセンターでも言語療育相談を実施しています。また、対人関係に課題があり自閉的傾向をしている子どもについては、あすなろ学園等で実施されているソーシャルスキルトレーニングがあります。</p> <p>言語・コミュニケーションの問題は様々な要因で生じているため、教育・福祉・医療が連携を密にして支援していく必要があります。</p> <p>このため、県としては市町と連携し、相談・訓練にあたる機関の人材育成や言語発達相談窓口の充実などに引き続き取り組んでいくこととしています。</p>

【所管事項説明】

4 「三重県こども条例(仮称)」制定に向けた取組について

国連子どもの権利条約に謳われた4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を大切にしながら、子どもたちが本来持っている‘育つ力’を見守り、大切に育む「子育ち」を支える視点に立った条例の制定に向けて以下の取組を進めています。

1 平成21年度の条例制定に向けた取組状況

子どもたちの意識や生活実態に関する調査を実施し、子どもたちの実態を踏まえたうえで、地域での子どもの意見交換や大人からの意見集約を進めています。

(1) 子どもの意識・実態の調査（平成22年1月～3月）

① はがきによる意見募集（別添資料：速報）

対象：小学4年～高校3年の全児童・生徒 約17万人 回収約17,700枚

内容：・子どもの思い(大切に思っていること、不満に思っていること)の調査
・大人や社会に対する意見（記述式）

② 子どもの意識や生活実態に関する調査（実施中）

対象：協力校（公私立小中高校 約70校）の児童・生徒 約4,000人

内容：・家庭や学校、地域での子どもと大人のかかわりの実態
・子どもの自己肯定感の状況

(2) 地域における意見交換・意見集約（平成22年1月～3月）

① 地域こども会議（地域別4か所、児童養護施設・特別支援学校各1カ所）

対象：小学生～高校生（1か所あたり10～20名程度）

内容：4つの権利をふまえて設定したテーマについて話し合う

② 子育ち支援の地域づくり会議（6か所）

対象：保護者、子どもにかかる団体・NPO、地域の大人等

内容：・PTAや地域で活動するNPO等と連携し、講演会等による啓発
・条例に対する大人の思いの集約

2 平成22年度の条例検討の進め方

子どもの実態や子どもからの意見及び地域の大人からの意見を条例の検討資料しながら、検討会議で草案づくりをすすめていきます。

(1) 条例検討会議の開催

三重県社会福祉審議会及び三重県青少年健全育成審議会の委員で構成

(2) こども会議（1か所）の開催

対象：中学生～高校生（公募15名程度）

内容：子どもが大事にしたいと思うこと、など条例のイメージづくり

【所管事項説明】

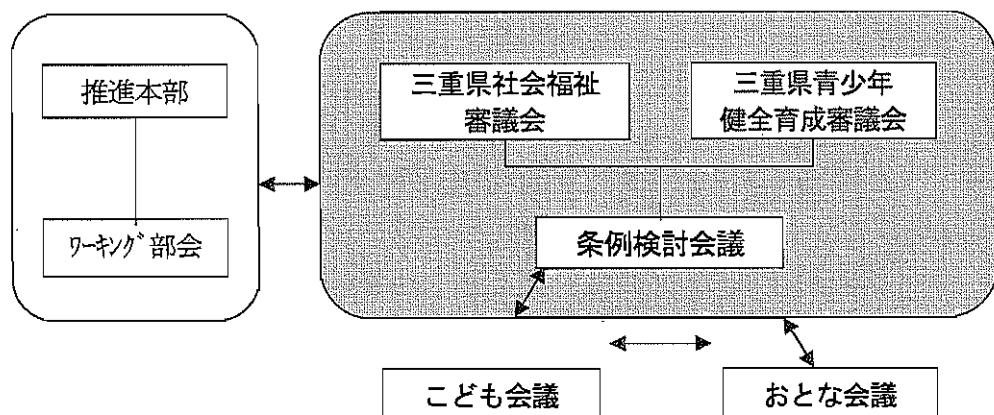
(3) おとな会議の開催

対象：保護者、教育関係者、学識経験者、企業、NPO等

内容：子どもを支えるための大人的役割などについて検討

(4) 庁内の推進体制の整備

子ども・青少年施策総合推進本部において全庁体制で議論



3 条例の構成の考え方

(1) 目的

子どもたちの権利が守られ、子どもの健やかな育ちを支える社会をめざしたしきみづくりを目的とする

(2) 基本理念

- ・子育ちを支援する観点に立つ
- ・子どもの権利を大切にする

(3) 各主体の責務

保護者、学校、県民（地域住民、事業者等）、行政の責務・役割を明らかにする

(4) 基本的な施策について

- ① 子どもが参加・参画する機会について
- ② 社会全体の取組について
- ③ 条例推進のための県の具体的な取組について

4 スケジュール

平成22年 6月 条例骨子（案）について常任委員会にて説明

平成22年 9月 条例素案について常任委員会にて説明

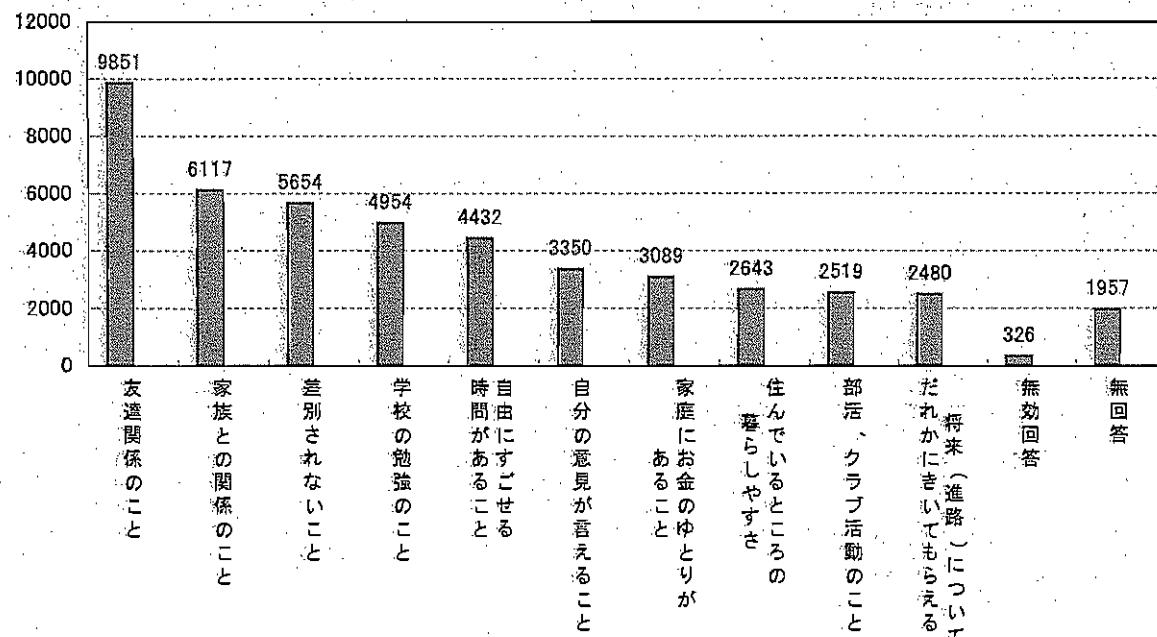
平成22年 11月 パブリックコメント実施

平成22年 12月 条例最終案について常任委員会にて説明

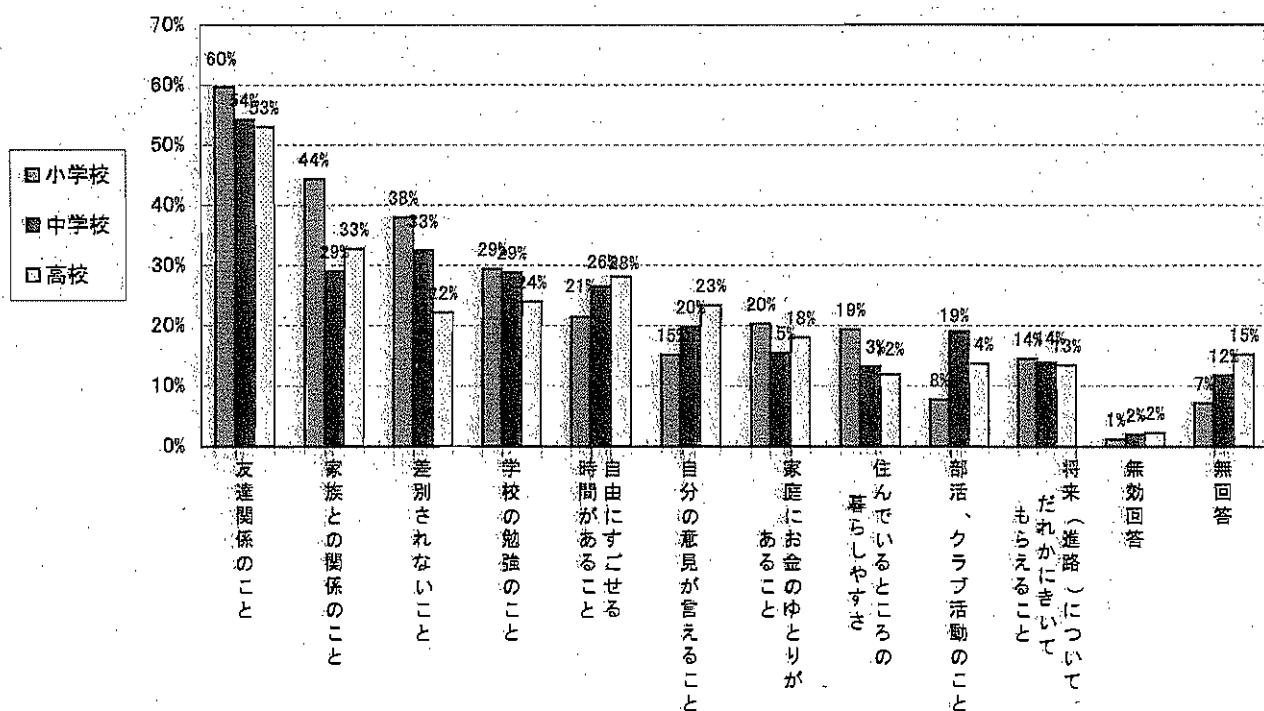
平成23年 2月 上程

こども条例(仮称)制定に向けた意見募集アンケート結果(速報値)

子どもたちが大切だと思っていること

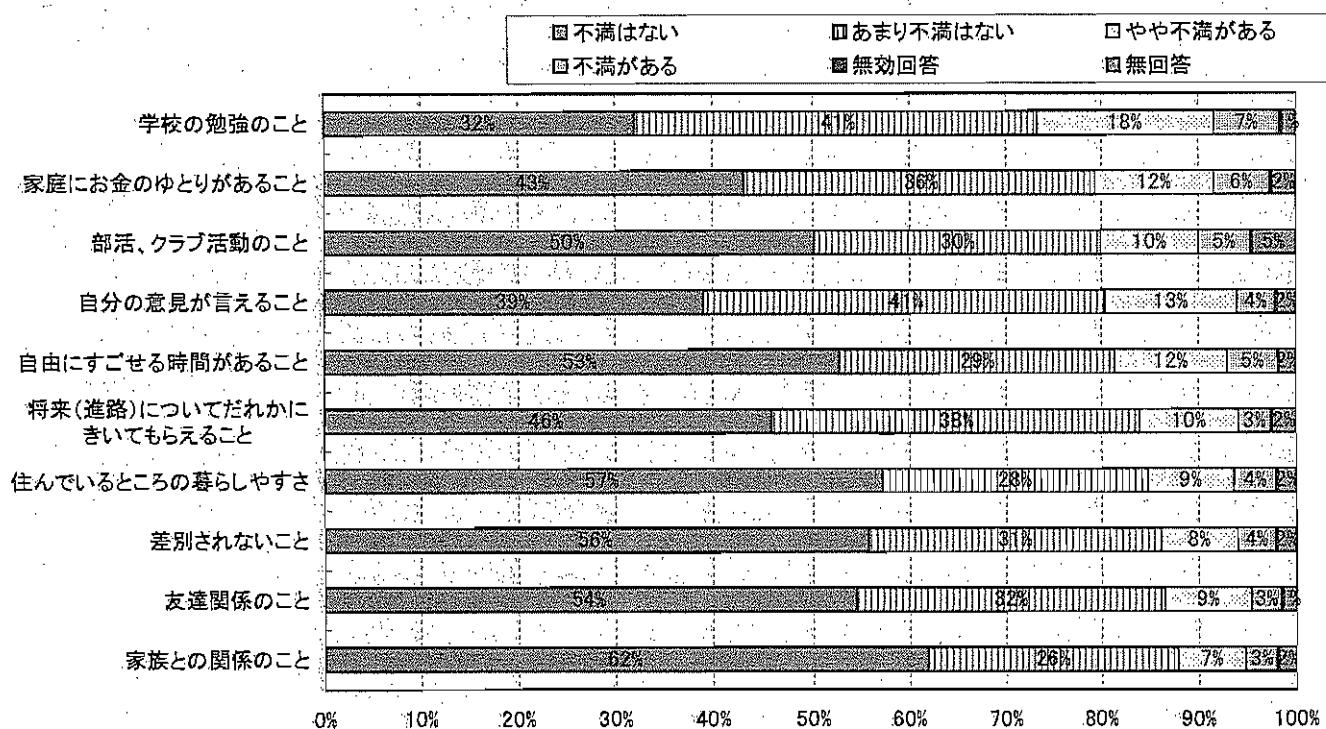


子どもたちが大切だと思っていること(小中高別)

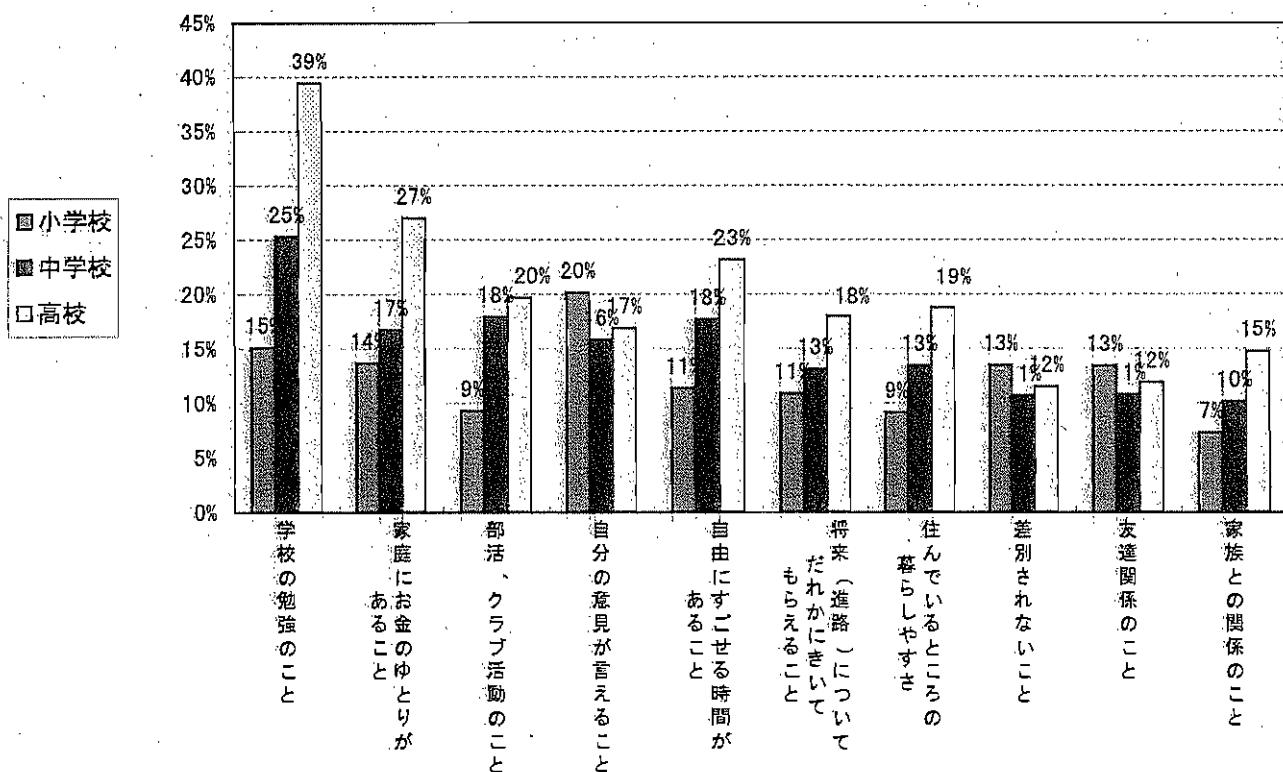


	1位	2位	3位	4位	5位
小学校	友達	家族	差別	学校の勉強	自由な時間
中学校	友達	差別	家族	学校の勉強	自由な時間
高校	友達	家族	自由な時間	学校の勉強	自分の意見が言える

子どもたちの生活の中での不満があること

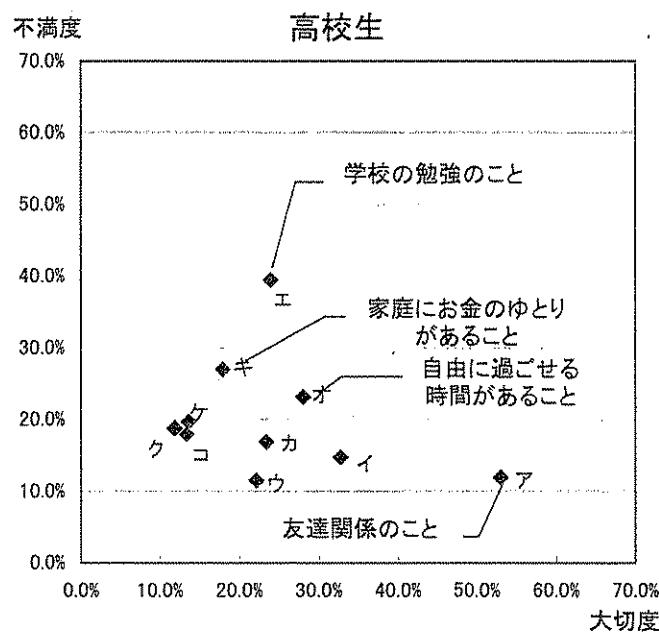
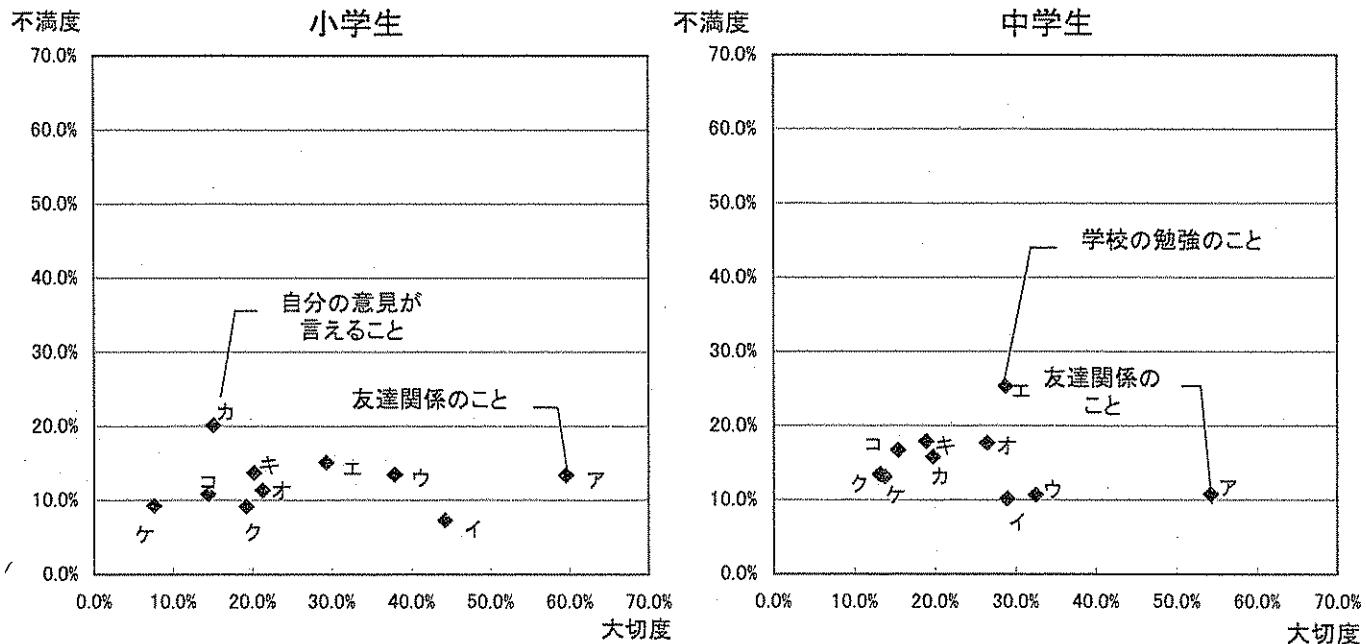


子どもたちの生活の中で不満があること(小中高別)



	1位	2位	3位	4位	5位
小学校	自分の意見が言える	学校の勉強	家庭にお金のゆとり	差別	友達
中学校	学校の勉強	部活、クラブ活動	自由な時間	家庭にお金のゆとり	自分の意見が言える
高校	学校の勉強	家庭にお金のゆとり	自由な時間	部活、クラブ活動	暮らしやすさ

子どもたちにとって<大切なこと>・<不満があること>



ア: 友達関係のこと
 イ: 家族との関係のこと
 ウ: 差別されないこと
 工: 学校の勉強のこと
 オ: 自由に過ごせる時間があること
 力: 自分の意見が言えること
 キ: 家庭にお金のゆとりがあること
 ク: 住んでいるところの暮らしやすさ
 ケ: 部活、クラブ活動のこと
 コ: 将来(進路)についてだれかに
 きいてもらえること

【所管事項説明】

5 ユニバーサルデザインのまちづくり 次期推進計画の策定について

1 現状

(経緯)

本県では「あらかじめ」「多様な人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成11年制定）」を、平成19年に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」と略します。）に改正しました。

その上で、平成19年度から22年度までを計画期間とする「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010」を県議会の議決を得て策定し、関係事業を実施しています。

(ユニバーサルデザインを取り巻く環境の変化)

平成19年の条例の改正から現在までの間、平成18年に国連総会において採決された「障害のある人の権利に関する条約」について、日本政府が署名するなど、国内外で障がい者の人権に関する大きな動きが生じています。

また、平成20年には、政府がバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針である「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を閣議決定し、より一層の推進を図るなどの動きもありました。

(三重県の現状)

こういった状況の中、本県では、条例および推進計画に基づき、地域での啓発活動でリーダー的な役割を担う「ユニバーサルデザインアドバイザー」の養成（1,017名：21年度末見込み）や、学校などへの出前講座（108校：19～21年度見込み）を実施するなど人材育成に力を入れてきました。

また、安全で自由に移動できる環境を目指し、鉄道駅のバリアフリー化について、事業者、国、関係自治体の協働で整備を行い、県内の主要駅でエレベーターが設置される（23駅：22年度末見込み）など一定の成果がありました。

2 現計画の進捗状況

現計画では、条例の基本方針に基づいて、4つの分野ごとに取組を進めており、現時点での進捗状況は別紙および以下のとおりです。

(1) みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

県民の皆さんのユニバーサルデザインの認知度、次世代を担う子どもたちへの学校講座の実施数、またユニバーサルデザインアドバイザーの養成数な

【所管事項説明】

どの項目は、数値目標に対して概ね順調に推移しています。

しかし、ユニバーサルデザインの認知度の上昇が、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービスなど、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考える」というユニバーサルデザインの考え方を理解し行動しているということに結びつかず、言葉の理解にとどまっているという面があります。

(2) だれもが暮らしやすいまちづくり

鉄道駅のバリアフリー化の項目は、緊急経済対策としての取組もあって、数値目標に対して概ね順調に推移しています。また商業施設等のバリアフリー化の項目についても概ね順調に推移しています。

しかし、ハード面の整備が進む一方で、その施設等を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解、また利用する側のマナーの問題などにより、効果的に利用されていない事例も生じています。

(3) だれもが使いやすいものづくり

企業に対するユニバーサルデザイン講座の実施、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発などの項目は、数値目標に対して概ね順調に推移しています。

しかし、こうした製品が幅広く知られている状況ではなく、製品の情報提供や利用促進などの項目で、より一層の取組が必要です。

(4) だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供

広報紙などの県民に対する情報提供や、手話通訳者および要約筆記者登録者数などの項目で、数値目標をすでに達成するなど順調に推移しています。

しかし、県職員のユニバーサルデザインに関する理解度の項目では、74%（21年度）にとどまっており、より一層の取組が必要です。

3 次期推進計画の策定にあたっての考え方

このような現状および現計画の進捗状況をふまえ、平成23年度からを計画期間とする次期推進計画の策定作業に着手します。策定にあたっての考え方は以下のとおりです。

(1) るべき姿

条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現のために、県民の皆さん一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を自分自身の問題として捉え、行動している状態をめざして、次期推進計画の取組を進めます。

【所管事項説明】

(2) 課題

市町や事業者をはじめ、県民の皆さん一人ひとりに対するユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進んでいますが、バリアフリー化された施設等が必ずしも効果的に利用されていない事例などが生じているのが現状です。

このことから、ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないところに、現在の課題があると考えます。

(3) 課題の解決に向けた取組

課題の解決に向け、市町、社会福祉協議会、学校などの主体にユニバーサルデザインの考え方方が浸透し、取組が展開されていることを目標とし、次期推進計画では、これらの主体と連携しながら、次の項目を中心に取り組むこととします。

1. 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
2. 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
3. 車いす使用者用駐車区画の適正利用など県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
4. 県が率先してわかりやすい情報の提供を進めます

4 今後の予定

次期推進計画の策定にあたっては、ユニバーサルデザインアドバイザーや県民の皆さんにアンケートや意識調査などを実施するとともに、地域での展開の重要なパートナーとなる市町と意見交換を行い、条例第9条に基づき設置されている「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」にご意見をお聴きしながら進めていきます。

また、策定状況については、適宜、県議会にご説明するとともに、県民の皆さんに情報提供します。その上で平成23年第1回定例会に最終案を提出し、議決いただく予定で作業を進めていきます。

平成22年 5月	県民意識調査実施
6月	骨子案について常任委員会にて説明
9月	素案について常任委員会にて説明
11月	ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
12月	中間案について常任委員会にて説明 パブリックコメント実施
平成23年 3月	最終案を常任委員会にて説明

【所管事項説明】

別紙

現計画の進捗状況（抜粋）

※ 21年度数値に関しては、年度末の見込み数値を記載しています。

(1) みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

指 標	18 年度	21 年度	数値目標(22 年度)
ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	33%	40%	40%
県派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり学校講座を実施した学校の数	24 校	25 校	30 校
ユニバーサルデザインアドバイザー数	785 人	1,017 人	1,025 人

(2) だれもが暮らしやすいまちづくり

指 標	18 年度	21 年度	数値目標(22 年度)
エレベーターが設置されている駅の数	12 駅	13 駅	15 駅 (※1)
商業施設等でバリアフリー化された施設数	1,295 施設	1,850 施設	2,075 施設

※1 平成 21 年度から 22 年度にかけて 10 駅を整備し、22 年度末には 23 駅でエレベーターが設置される予定です。

(3) だれもが使いやすいものづくり

指 標	18 年度	21 年度	数値目標(22 年度)
県の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施した企業などの数	4 社	4 社 2 団体	6 社
ユニバーサルデザインに関する技術開発件数	3 件	5 件 (※2)	—

※2 21 年度は 20 年度の実績数値を掲載しています。また対象事業は平成 20 年度をもって終了しました。

(4) だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供

指 標	18 年度	21 年度	数値目標(22 年度)
県からの情報提供や情報公開などを通じて、県からの情報が県民に十分に伝わっていると感じている人の割合	46.5%	64.9% (※3)	60.0%
手話通訳者および要約筆記者登録者数	283 人	369 人	357 人
ユニバーサルデザインのまちづくりに対する県職員の理解度	—	74%	100%

※3 「県民一人万人アンケート」の数値を実績数値としているため、平成 21 年度は、20 年度（21 年3月末現在）の実績数値を掲載しています。

6 包括外部監査結果への対応について

包括外部監査事項に対する対応結果について報告します。

平成 21 年度包括外部監査の概要については以下のとおりです。

なお、平成 20 年度包括外部監査については、「情報システムに係る財務に関する事務の執行について」をテーマに実施されましたが、健康福祉部への指摘事項はありませんでした。

1 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行

2 健康福祉部関係の指摘事項

みえこどもの城、三重県母子福祉センター、三重県身体障害者総合福祉センター、三重県視覚障害者支援センターの 4 施設に対し、指摘事項は 12 件（結果 6 件、意見 6 件）でした。

3 指摘事項及び対応結果の概要

注) ◎…改善済、○…対応方針決定済、△…全庁的な方針を受けて対応

【結果】 注) 三重県の条例・規則・規定などへの準拠性に関する指摘事項

- 事業報告の収支状況の集計漏れについて（母子福祉センター）
- 収支状況の適切な報告について（母子福祉センター）
- 成果目標の集計について（母子福祉センター）
- 県有備品の管理について（身体障害者総合福祉センター）
- 危機管理チェックリストの活用について（視覚障害者支援センター）
- アンケート実施回数について（視覚障害者支援センター）

【意見】 注) 監査人としての意見を述べたもの

- △県の所管部局によるモニタリング手続きについて（こどもの城・母子福祉センター・身体障害者総合福祉センター・視覚障害者支援センター）
- 預金の帳簿残高と残高証明書の照合記録について（視覚障害者支援センター）
- 県有備品の管理について（視覚障害者支援センター）

4 指摘事項に対する対応結果

指摘を受けた事項については、既に改善済みが 5 件であり、改善するための対応方針を決定したものが 3 件です。

なお、「県の所管部局によるモニタリング手続きについて」（こどもの城他 3 か所）につきましては、全庁的に作成される手順書が作成され次第、当該施設に対応した手順書を作成いたします。

資料

包括外部監査結果について

平成21年度分

平成22年3月

健 康 福 祉 部

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
5 みえこどもの城		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】	<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、現地の視察を随時実施し、利用者の状況等に関するヒアリングを実施し、相談に応じるなどの対応をしているとのことであった。しかし、その際の記録等は特に残されておらず、視察時の手順書等もないとのことであった。</p> <p>現地視察時の指定管理者への指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手續が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者との指示等のやりとりについては、文書を作成し双方所持することとしました。 ○現地視察時における手続については、全般的に作成される標準化が図られた手順書に基づき、当該施設に必要な事項を網羅した手順書を作成します。
6 三重県母子福祉センター		
(1) 事業報告の収支状況の集計漏れについて【結果】	<p>事業報告の収支状況の集計にあたって、平成18年度は預金利息収入をその他収入として集計していたが、平成19年度、平成20年度については、預金利息収入が集計から漏れていた。</p> <p>預金利息収入は、指定管理業務とは直接的には結びつかないが、指定管理業務を行うにあたり、開設した口座の預金利息は、間接的に指定管理業務を実施する上での収入となる。すなわち、預金利息収入も指定管理業務を行う上での財源となり得るものである。</p> <p>収支状況は指定管理業務を効率的に実施しているか否かの指針の一つとなり、指定管理料が指定管理業務の実施にあたり不足していないか、あるいは指定管理料が十分であるため効果的に業務を行う範囲内で指定管理料を減額できないかの判断材料となるものである。そのため、指定管理業務に関連する収支については漏れなく集計する必要がある。</p>	<p>【指定管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○預金利息収入を含め、指定管理業務に関連する収支については適切な収支状況となるよう事務処理を行うこととしました。

<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。実際には、事業運営の方針、方策等について会談を行うために頻繁に施設へ赴いているとのことであった。</p> <p>その際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。</p> <p>また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。現地視察時における手續は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手續が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者との協議に関しては、打ち合わせの記録を作成し双方所持することとしました。 ○事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手續については、全庁的に作成される標準化が図られた手順書に基づき、当該施設に必要な事項を網羅した手順書を作成します。 	<p>健康福祉部 (財) 三重県母子寡婦福祉連合会</p>
<p>(3) 収支状況の適切な報告について【結果】</p> <p>県に提出している収支報告書において指定管理業務に関する収入額と支出額が均衡している状況にあったため、指定管理業務に関する帳簿及び収支報告書上の支出についての計上方法について確認を実施したところ、収支を均衡させる形で支出額を調整する処理を行っているとのことであった。</p> <p>基本協定書においても指定管理業務に関しては他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならないと定めており、指定管理業務に関する支出については、すべての支出を網羅的に計上することにより、指定管理者に過度な負担を与えていないかどうかの観点から県の実施する指定管理料の積算の妥当性についての検証が可能となるとともに、次年度以降の指定管理者の業務実施に際してより効率的な業務の実施や不要な支出の削減等の目安となる情報を得ることができる。</p> <p>収支報告書に記載する支出の状況については、他の会計にかかるものと明確に区分を実施した上で、実際の指定管理業務にかかる支出を網羅的に計上する必要がある。</p>	<p>【指定管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収支報告書記載にあたっては、他の会計と明確に区分することとしました。 ○切手などについては、出納台帳により明確にしていますが、電話・コピーなど一体で使用する場合については、過去の使用状況などを勘案して、負担割合を定めることとしました。 	<p>健康福祉部 (財) 三重県母子寡婦福祉連合会</p>
<p>(4) 成果目標の集計について【結果】</p> <p>成果目標の一つに「求人情報の提供」という項目があり、当該成果目標に対する実績値は以下のような概算計算が行われている。</p> <p>担当者が求人情報の提供を行った 1 回あたりの人数に提供回数を乗じて計算しており、平成 20 年度では、25 人 × 15 回 + 16 人 × 10 回 = 535 回としている。</p> <p>しかし、当該計算の根拠となる資料が存在していないため、数値の正確性が確</p>	<p>【指定管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供件数は、毎日の業務日報に電話件数等を記載し、集計することで正確性を確保することとしました。 ○ホームページで行った情報提供回数については、カウ 	<p>健康福祉部 (財) 三重県母子寡婦福祉連合会</p>

<p>かめられなかった。</p> <p>成果目標と成果目標に対する結果は、指定管理者制度を導入した成果を測る重要な指標の一つである。また、事業報告書に記載され公表される数値であるため、正確性を期す必要があり、その正確性を裏付けるための根拠が必要である。</p> <p>また、平成21年度より、ホームページでも、求人情報の提供を行うこととなつた。ホームページで行った求人情報の提供の回数も、求人情報の提供の回数に入れる予定である。カウントの方法については、未定である。</p> <p>これも含めて、「求人情報の提供」の回数データの集計方法を検討する必要がある。</p>	<p>ンターを設定し集計するように、システムの改修を行いました。</p>	
---	--------------------------------------	--

7. 三重県身体障害者総合福祉センター

(1) 県有物品の管理について【結果】

県有物品の管理状況について、台帳と現物の照合が行われておらず、破損や廃棄による場合のみ、指定管理者から報告を受けているとのことであった。件数としては約600件あるため、一度に照合を実施するのは困難であると思われるが、順次ローテーションで照合を実施していくことが考えられる。

【三重県】

○台帳と現物の照合を定期的に実施し、指定管理期間内に全ての照合を終えるように計画を作成しました。

健康福祉部

社会福祉法人三重県厚生事業団

【指定管理者】

○台帳と現物の照合を定期的に実施する（実施計画作成済）など、管理物件の適正な管理を行います。

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。施設への訪問についても、大規模な修繕の際に現地確認を行う程度であるとのことであった。

事業報告については、書面による確認のみでなく、現地視察をする機会を設けその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。また、現地視察における手續は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手續が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

【三重県】

○事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手續については、全庁的に作成される標準化が図られた手順書に基づき、当該施設に必要な事項を網羅した手順書を作成します

健康福祉部

社会福祉法人三重県厚生事業団

8. 三重県視覚障害者支援センター

(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告について、目標達成の状況や未達の場合の方策の検討などはしているものの収支や事実の確認まではしていないとのことであった。また、施設を頻繁に訪問してはいるが、実施内容については特に決めていないとのことであった。

四半期ごとの事業報告の検討時及び施設訪問時における指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。訪問時における手続については、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

【三重県】

- 指定管理者との協議に関しては、打ち合わせの記録を作成し双方所持することとしました。
- 事業報告確認は、書面及び現地視察とし、現地視察時における手続については、全庁的に作成される標準化が図られた手順書に基づき、当該施設に必要な事項を網羅した手順書を作成します

健康福祉部

社会福祉法人三重県視覚障害者協会

(2) 危機管理チェックリストの活用について【結果】

当センターは、危機管理方針を定めており、これに基づいて「危機管理計画」、「危機管理実施手順」が策定されている。「危機管理実施手順」の中に「危機管理チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自自己点検を行うことになっているが、平成20年度までに運用はされていなかった。

職員への質問を行った結果、「危機管理チェックリスト」の存在自体を知らない人がいた。このことから、危機管理に関する教育訓練の不足が懸念される。

有事の際に「危機管理実施手順」等の文書を読み返しても、時すでに遅しという事態になりかねない。したがって、危機管理に関する教育訓練は、平時から定期的に実施するべきものであり、そのための手段として「危機管理チェックリスト」が整備されているのであるから、これを運用すべきである。

【三重県】

- 年1回以上職員研修を行うよう指導とともに、研修時には県担当者も参加し、有事の際の連携が図れるようにしました。

健康福祉部

社会福祉法人三重県視覚障害者協会

【指定管理者】

- 危機管理チェックリストの活用については、センター職員に対し「危機管理計画」「危機管理実施手順」「危機管理チェックリスト」を配布し、内容の確認を行いました。

また、センター職員を対象に危機管理研修を実施し、有事の際に適切に対応できるようにしました。

(3) 預金の帳簿残高と残高証明書の照合記録について【意見】

三重県視覚障害者支援センターでは、期末において金融機関から残高証明書を入手しているが、その照合証跡は残されていなかった。

預金は指定管理業務を行う上でもっとも重要な資産となっており、残高証明書との照合により、期末帳簿残高を確認することは重要である。現在でも残高証明

【指定管理者】

- 期末における帳簿残高と預金残高の確認を行う際は、照合記録を残すようにしました。

なお、毎月の経理状況の確認においても、確認照査

健康福祉部

社会福祉法人三重県視

書は入手されているが、例えば、上席者が照合結果を確認するためにも、照合記録（レ点、確認押印など）を残すことが望まれる。	の記録を残すようにしました。	覚障害者協会	
(4) 県有備品の管理について【意見】	<p>県からの貸与備品について、実査結果が残されていなかった。</p> <p>指定管理業務を行うにあたり、県からの貸与備品があり、毎年貸与契約書を取り交わしているため、貸与備品の実査は行っているとのことであった。しかし、貸与備品一覧には、実査結果の証跡等が残されていなかった。</p> <p>また、貸与備品については小さい黄色のシールが貼ってあり、指定管理者である社会福祉法人三重県視覚障害者協会所有の備品との区別がなされていた。しかし、黄色のシールでは、貸与備品一覧との関連性が分かりづらいため、管理ナンバーシールなどを用いて貸与備品一覧と関連を持たせるようにするなどの対応が望まれる。</p> <p>そのうえで、毎年、貸与備品の実査を行い、貸与備品一覧に確認証跡を残すことが望まれる。</p>	<p>【三重県】</p> <p>○県有備品の貸与物品については、管理が適切に行われているか、実地検査を毎年1回行うとともに、その記録を残すこととした。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>○県からの貸与備品の実査については、年1回県立会のもと実施し、実査結果を文書で残すこととした。</p> <p>また、管理番号の入った貸与備品のシールについては、剥がれてしまったもの、貼り忘れていたものがあったため、全ての貸与備品にシールを再度貼付しました。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>社会福祉法人三重県視覚障害者協会</p>
(5) アンケート実施回数について【結果】	<p>三重県視覚障害者支援センターに関しては、年2回以上アンケートを実施する旨が年度協定書（平成20年度）で定められている。</p> <p>しかし、平成20年度においては、1回しか実施されておらず、その理由は、以下のとおりであった。</p> <p>（ア）アンケートの対象者が視覚障がい者であることから、当該施設の利用者のうち、住所が判明している人（平成20年は945人を対象としている）に対して、直接アンケートを送付している。アンケートの質問数が34項目と多く、利用者の負担が大きい。また、文字を読み取るのが困難なため、回答者にも負担がかかってしまう。</p> <p>（イ）視覚障害者の支援団体等から、全国ベースでのアンケートの依頼があり、そちらにも回答している。</p> <p>理由（イ）については、全国ベースでのアンケートは、県に報告されておらず、現状の基本協定で定められているアンケートの代替となるものではない。</p> <p>アンケートの実施は、利用者の満足度を調査する、重要な手段である。利用者の満足度を調査することにより、指定管理業務をより有効かつ効率的に行うことができる。そのため、年度協定書でも実施が義務付けられている。よって、実態にあった回数・方法を検討し、年度協定書を遵守できるように実施していく必要がある。</p>	<p>【三重県】</p> <p>○センター運営に関するアンケートを実施した場合、その結果を県に報告するよう指定管理者に指導しました。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>○平成20年度におけるアンケートの実施については、センターの利用者であるボランティアに対するアンケートの結果を県に報告を行いました。</p> <p>平成21年度については、利用者アンケート（21年12月実施、集計中）及び音訳ボランティアに対するアンケートを行いました。</p> <p>結果については、集計次第、県に報告を行うこととした。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>社会福祉法人三重県視覚障害者協会</p>

【所管事項説明】

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成21年11月24日～平成22年2月15日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成21年12月11日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 伊藤 ふじ子 他16名
4 質問事項	(1) 里親審査部会における審議内容の承認について (2) 三重県第2期次世代育成支援行動計画について (3) 三重県こども条例（仮称）の制定について (4) 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について
5 調査審議結果	(1) の里親審査部会における審議内容について審議を行い承認を得た。 (2)～(4)の事項について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会 ドクターヘリ導入検討分科会
2 開催年月日	平成21年12月16日
3 委員	座長 野口 宏 委員 篠崎 正博 他5名
4 質問事項	ドクターヘリ導入準備調査について
5 調査審議結果	質問事項の各項目について承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	平成21年12月22日
3 委員	部会長 加藤 正彦 委員 小林 篤 他11名
4 質問事項	(1) 三重大学医学部附属病院の救命救急センター指定について (2) ドクターヘリ導入準備調査について（報告） (3) 三重県保健医療計画（第4次改訂）について（報告）
5 調査審議結果	質問事項の各項目について承認された。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成21年12月22日
3 委員	部会長 宇治 幸隆 委員 杉村 芳樹 他6名
4 諮問事項	(1) 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定 (2) 障害者自立支援法第59条の規定に基づく自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定 (3) 身体障害者福祉法第15条第5項及び同法施行令第5条第1項の規定による障害認定
5 調査審議結果	諮問事項の各項目について同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会（三重県8020運動推進協議会）
2 開催年月日	平成21年12月24日
3 委員	会長 中井孝佳 副会長 信国 淑子 他10名
4 諮問事項	(1) 歯科保健の現状について (2) 今後の歯科保健対策について (3) 8020運動推進特別事業について
5 調査審議結果	学校歯科保健の取組及び食育をとおした子育て支援について意見交換を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成22年1月20日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他 14名
4 諮問事項	(1) 三重県周産期医療再生計画について (2) 三重県周産期医療ネットワークシステム検討会新生児担当幹事会について (3) 平成20年度三重県保健医療計画評価について (4) 各消防本部との連携強化について (5) 北勢地域周産期医療体制について
5 調査審議結果	(1) 計画について説明し、審議を行った。 (2) 幹事会検討結果について報告を行った。

【所管事項説明】

	<p>(3) 平成20年度三重県保健医療計画について、数値目標の現状値及び取組内容について検証し、次年度以降の計画について審議を行った。</p> <p>(4) 各消防本部と周産期母子医療センター等との連携について検証し、連携強化に向けて審議を行った。</p> <p>(5) 北勢地域の周産期医療の現状について説明し、当地域の周産期医療体制について審議を行った。</p>
--	--

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成22年2月4日
3 委員	委員長 森下 達也 委員 庄司 寿夫 他11名
4 質問事項	(1) 第二期三重県次世代育成行動計画（最終案）について (2) 三重県における権利擁護の取組について (3) 三重県緊急雇用・経済対策の推進について
5 調査審議結果	質問事項の各項目について意見交換を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成22年2月4日
3 委員	会長 斎藤 洋一 副会長 斎藤 純一 他委員16名
4 質問事項	(1) 平成21年度自殺対策の取組み実績の報告 (2) 平成22年度自殺予防対策の取組についての協議 (3) 各団体での取組状況についての意見交換
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協働について意見交換を行った。 ・普及啓発の効果的な実施について意見交換を行った。 ・地域自殺対策緊急強化事業の取組について意見交換を行った。 ・各市町での自殺対策の推進について意見交換を行った。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成22年2月5日
3 委員	会長 土川 禮子 副会長 山本 征雄 他委員12名
4 諮問事項	(1) 平成21年度ユニバーサルデザインのまちづくり取組状況 (2) ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の見直しについて
5 調査審議結果	(1) 平成21年度ユニバーサルデザインのまちづくり取組状況について報告を行った。 (2) ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の見直しについて審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県自立支援協議会（三重県障害者施策推進協議会部会）
2 開催年月日	平成21年2月8日
3 委員	会長 貴島日出見 他委員10名
4 諮問事項	三重県自立支援協議会の活性化に向けて
5 調査審議結果	自立支援協議会の今後の運営のあり方について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会地域・職域連携推進部会
2 開催年月日	平成22年2月9日
3 委員	会長 河野啓子 副会長 和田文明 他委員16名
4 諮問事項	(1) 平成20年度三重県公衆衛生審議会での報告 (2) 平成20年度特定健診、特定保健指導の実施状況と 平成21年度実施状況の報告 (3) 平成21年度保健所別地域・職域連携事業の実施状況の報告 (4) 平成21年度「ヘルシーピープルみえ・21」実施状況の報告 (5) 平成22年度の取り組みについて説明、協議
5 調査審議結果	(1) 平成22年度の取組テーマを設定した。 ①特定健診・特定保健指導の受診者数の増加 ②メタボロックシンドロームの該当者・予備軍の減少 (2) 取組テーマに基づいた連携事業について意見交換を行った。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成22年2月15日
3 委員	部会長 神谷 齊 委 員 加藤 正彦 他 12名
4 諮問事項	(1) 「健やか親子いきいきプランみえ」の今後の進め方について (2) 「健やか親子いきいきプランみえ」の進捗状況と今後の課題について (3) 保健医療計画における評価（小児救急を含む小児医療体制）について
5 調査審議結果	(1) 国の計画期間に合わせ、「健やか親子いきいきプランみえ」の計画期間を延長することから、今後のプラン策定等来年度以降の進め方について審議を行った。 (2) 平成20年度の「健やか親子いきいきプランみえ」の進捗状況について報告し、今後の取組みの評価と課題について審議を行った。 (3) 平成20年度三重県保健医療計画について、数値目標の現状値及び取組内容について検証し、次年度以降の計画について審議を行った。
6 備考	